

特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟 競技者登録規程

(趣旨)

第1条 本規程は、本連盟公認競技会に参加する競技者を管理し、本連盟が行なう事業の対象者を明確にするために設ける。

(競技者登録)

第2条 本規程に基づき、登録した者を本連盟の競技者とする。

(目的)

第3条 本規程は、競技者登録を以下に挙げる項目の対象者とすることを目的とする。

- (1) 本連盟が設定する JPS ポイント制度による国内ランキング
- (2) 本連盟が強化対象とする強化指定選手及び日本代表選手の選考
- (3) 本連盟が行なう事業への参加資格及び情報連絡

(資格)

第4条 本連盟に競技者登録しようとする者は、本連盟の会員であること。

(手続)

第5条 本連盟に競技者登録しようとする者は、本連盟所定の競技者登録申請書と選手宣誓書を本連盟の指定する方法にて提出し、年次登録料を支払うこと。

- 2 本連盟は登録完了者に対して、競技者登録証を交付する。

(登録料)

第6条 年次登録料は2,000円とする。

(登録期間)

第7条 競技者登録の有効期間は、登録を完了した日から翌年7月31日までとする。

- 2 当連盟の当該年度の登録申請は毎年9月30日までとする。IPC登録を必要とする競技者は毎年8月31日までに登録手続きを完了すること。

(登録抹消)

第8条 個人の理由により本連盟の競技者登録を抹消する場合は、本人が書面(様式12)をもって本連盟に届け出ること。

(携帯義務)

第9条 本連盟が行なう競技会・事業に参加する競技者は、必ず競技者登録証を携帯しなければならない。

(変更)

- 第10条 転居、転勤等、そのほかの都合で登録内容に変更が生じた場合には、すみやかに登録者本人が本連盟に書面（様式11）にて届け出ること。
- 2 登録者本人から書面にて変更届が出された場合は、本連盟事務局は直ちに競技者登録の情報更新を行う。また、競技者登録証の記載事項に変更があった場合には、競技者登録証の再交付をする。
 - 3 競技者登録の変更は、本連盟への届け出があった日より有効とする。

(再発行)

- 第11条 競技者登録証を紛失した場合には、書面（様式10）にて届け出ることにより再発行することができる。
- 2 競技者は再発行手数料を振込にて支払い、事務局は書面および入金確認後、再発行する。

(国外での公認大会参加)

- 第12条 登録者は本連盟が行う事業以外で、登録者個人で海外で行われるWPSS及びVIRTUSが主催する大会へ参加する場合には、すべての費用およびリスクは登録者個人が負担するものとする。
登録者は競技ルールを遵守するとともに、万一に備えて保険加入等の準備を行うこととする。

(資格喪失)

- 第13条 登録者が以下の項目に該当する場合、登録抹消・資格停止の処分の対象となり、その処分内容は理事会が決定する。
- (1) 本連盟の制定する規約等に違反した場合。
 - (2) スノースポーツ及び本連盟を侮辱する行為、信用を損なわせる行為、品位を失わせる行為をした場合。

(個人情報)

- 第14条 登録者の個人情報は、本連盟の選手宣誓書に従い取り扱われる。
- 2 登録者から取得した個人情報は、登録者の管理、資格審査、事業に関する情報の発信、その他事務局から必要とする連絡に利用することができる。
 - 3 氏名・性別・生年月日・ポイント等については、ウェブサイト等にて公開することがある。

平成14年 9月 1日 施行
平成27年 8月23日 改定
平成28年 6月12日 改定
令和2年 10月10日 改定
令和4年 7月24日 改定